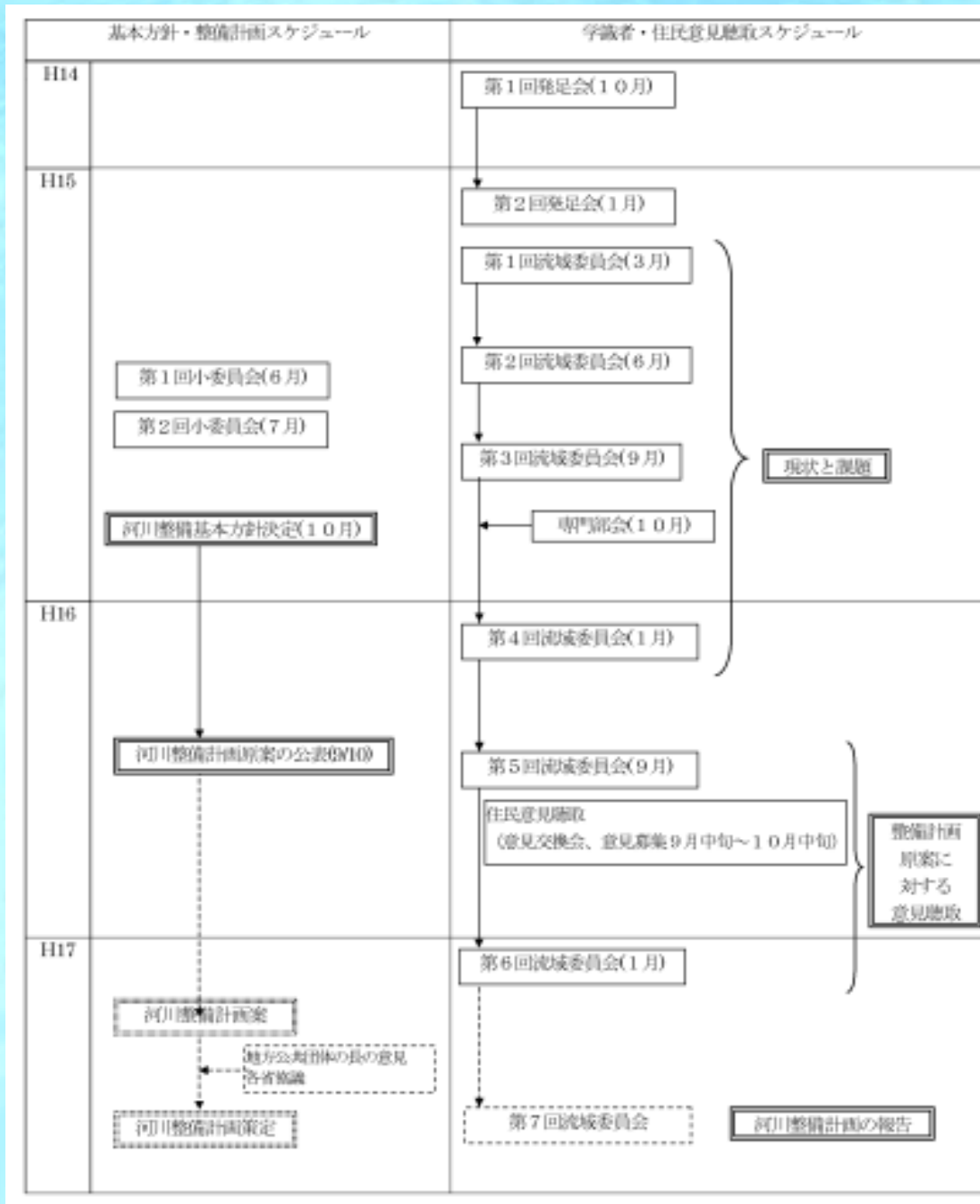


< 他河川の事例紹介 >
櫛田川水系河川整備計画(原案)
【大臣管理区間】

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

策定経緯と予定



櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

櫛田川水系河川整備計画(原案)

【大臣管理区間】

平成16年9月10日

中部地方整備局



櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】(目次)

目 次

第1章 櫛田川流域及び河川の概要	1
第1節 流域及び河川の概要	1
第1項 流域及び河川の概要	1
第2項 治水の沿革	8
1 水害の歴史	8
2 治水事業の沿革	10
第3項 利水の沿革	17
1 利水の沿革	17
第2章 流域及び河川の現状と課題	19
第1節 河川整備の現状と課題	19
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	19
第2項 河川の利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題	30
1 河川水の利用	30
2 水質の保全	34
第3項 河川環境の現状と課題	39
1 河川空間の利用	39
2 河川環境	42
第3章 河川整備の目標に関する事項	50
第1節 河川整備の基本理念	50
第2節 河川整備計画対象区間	50
第3節 河川整備計画対象期間	51
第4節 河川整備計画の目標	51
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	51
1 洪水対策	51
2 高潮、地震・津波対策	52
3 危機管理	52
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	52
1 河川水の利用	52
2 流水の正常な機能の維持	53
第3項 河川環境の整備と保全に関する目標	53
1 河川空間の利用	53
2 河川環境	53
第4章 河川の整備の実施に関する事項	54
第1節 河川整備の基本的な考え方	54
1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減	54
2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	54
3 河川環境の整備と保全	54

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	55
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	55
1 洪水対策	55
2 高潮、地震・津波対策	62
3 河川整備計画整備箇所	65
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	68
1 河川水質の保全	68
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	69
1 河川空間の利用	69
2 良好な環境の保全	71
3 遊ダム貯水池の水質保全	73
第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	74
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	74
1 河川管理施設等の機能の確保	74
2 平常時の管理	74
3 洪水時などの管理	77
4 河川情報システムの整備	81
5 防災意識の向上	84
6 危機管理	85
第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	86
1 河川水の利用	86
2 河川の水質保全	87
3 落水時の管理	89
4 水質事故への対応	89
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	90
1 河川空間の適正な利用	90
2 櫛田川の自然環境の保全	93
3 ゴミ、流木、不法投棄対策	97
第5章 櫛田川の川づくりの進め方	98
1 関係機関、地域住民との連携	98
2 地域住民の関心を高めるための広報活動	98

(附図)

・ 櫛田川平面図【大臣管理区間】	附図-1
・ 櫛田川河川整備計画での整備一覧表	附図-2
・ 櫛田川河川整備計画施工箇所図	附図-3
・ 櫛田川河川整備計画施工箇所詳細図	附図-4
・ 櫛田川視断面	附図-8
・ 主要地点横断面	附図-9

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

櫛田川水系河川整備計画(原案)の概要

【大臣管理区間】

現在、国土交通省では、櫛田川で今後おおむね30年間で実施していく河川の整備を示す「櫛田川水系河川整備計画」の作成を行っています。

この河川整備計画を作成するにあたり、このパンフレットを参考に、よりよい櫛田川の実現に向けて、みなさんのご意見をお聞かせ下さい。



国土交通省中部地方整備局

出典：三重河川国道事務所のホームページより



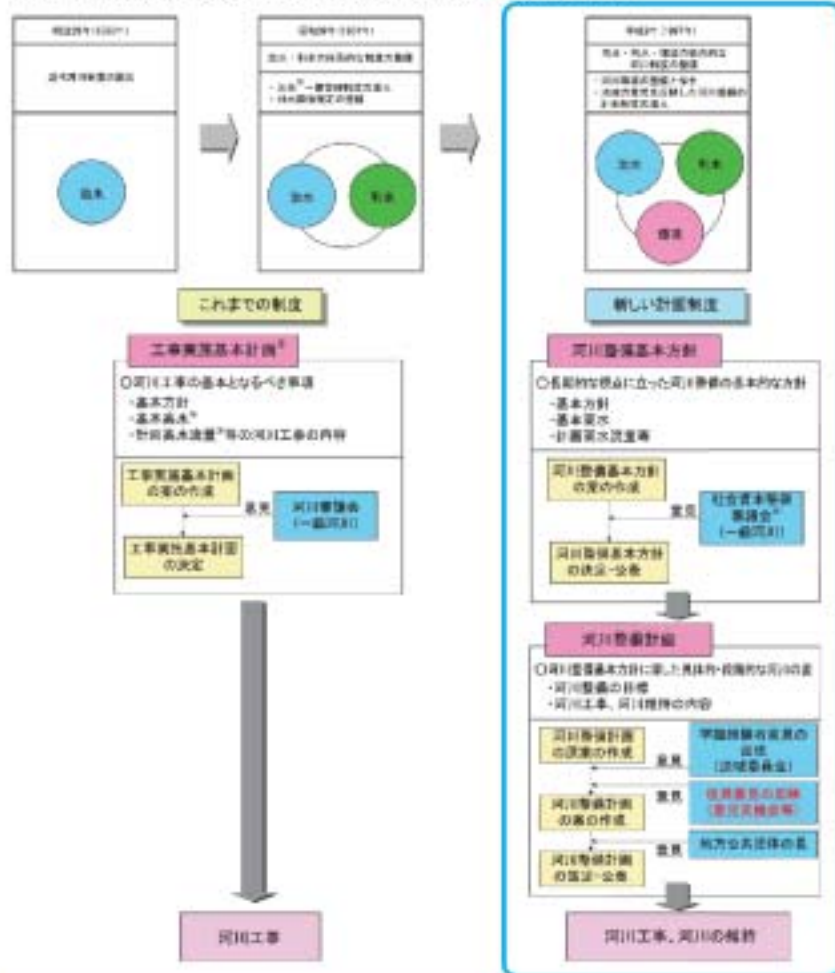
櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

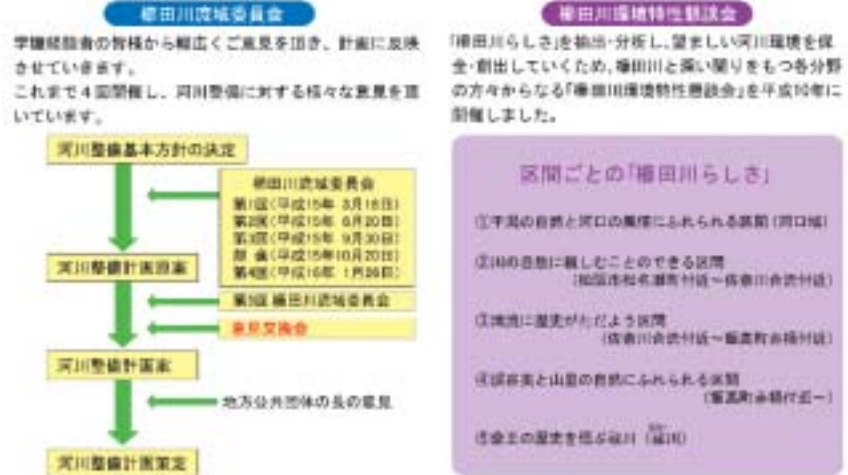
河川整備計画とは

今後おおむね 30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示します。

- 治水、利水だけでなく、「環境」も位置付けました。
- 学識経験者、地域住民、地方公共団体の長の意見を反映するための手続きが定められました。



< 様々な方々のご意見をおうかがいして河川整備計画を策定します >



区間ごとの「櫛田川らしさ」

- ①平野の自然と河口の風情にふれられる区間 (河口域)
- ②川の自然に親しむことのできる区間 (知原池と名瀬村付近～保赤田合流付近)
- ③緑地に歴史がたぐやう区間 (保赤田合流付近～藤島町合流付近)
- ④渓谷美と山景の自然にふれられる区間 (藤島町合流付近～)
- ⑤生命の歴史を伝ふ区間 (尾川)

河川整備の基本理念

基本理念
「自然豊かな環境を後世に継承し、地域の個性と活力・歴史・文化が実感できる櫛田川」

- 安全で安心できる川づくり
洪水等から生命・財産を守り、落水被害の少ない安全で安心できる川を目指す。
- 自然豊かで生物や人に優しい川づくり
昔から引き継がれてきた歴史文化を伝え、豊かな自然環境を守り、生物や人に優しい川を目指す。
- 憩いのある川づくり
誰もが川とふれあえ、地域との交流を深め住民参加による川を目指す。

河川整備計画対象区間

区間名	主要区	下流域	計画区間 (km)
河川区間	北河内郡河川事務所管内(約10km)・河内郡河川事務所管内(約10km)		10.0
河川区間	河内郡河川事務所管内(約10km)・河内郡河川事務所管内(約10km)		10.0
河川区間	河内郡河川事務所管内(約10km)・河内郡河川事務所管内(約10km)		10.0
河川区間	河内郡河川事務所管内(約10km)・河内郡河川事務所管内(約10km)		10.0
河川区間	河内郡河川事務所管内(約10km)・河内郡河川事務所管内(約10km)		10.0
河川区間	河内郡河川事務所管内(約10km)・河内郡河川事務所管内(約10km)		10.0

河川整備計画対象期間

対象期間はおおむね30年間としますが、社会や自然環境の変化、新たな技術の進歩などにより、対象期間内であっても見直しを行うことがあります。

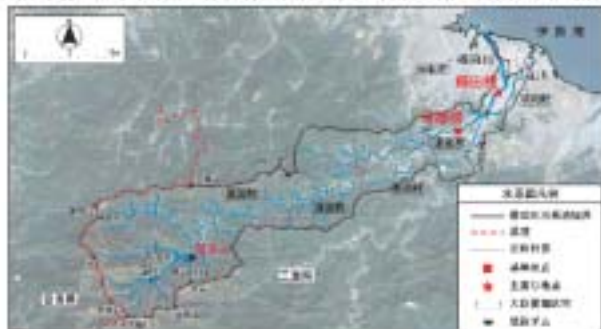
櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

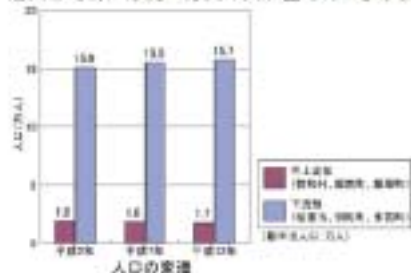
櫛田川流域の姿

●豊かな自然環境を有し、歴史・文化を伝える香り高き清流

櫛田川は、高見山(標高1,249m)を水源とした幹川流路延長87km、流域面積46km²の一級河川です。上中流部は自然環境に恵まれ、聖生赤目青山国定公園や香川県立自然公園に指定されています。



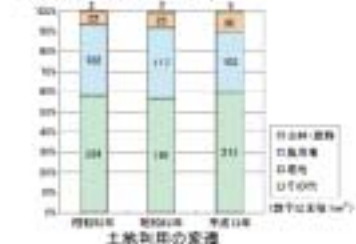
沿川市町村には約17万人の人が住んでいます。



上流部の年降水量は約2,500mmを超え、中下流部も全国平均を上回る多雨地帯です。



流域の土地利用は、山林・原野と農用地が9割以上を占めています。



古来より街道が開け、舟運も栄え、国指定の史跡である斎宮^{（注）}跡などがあります。



櫛田川の特徴

●上流部の特徴

山間地域の溪谷部を流れ、高滝など点在する流が変化に富む溪谷美をつくっています。



高滝



櫛田川上流

（高滝～高見山）急峻な溪谷の景観を流れています。

●中流部の特徴

蛇行を繰り返しながら、河岸段丘^{（注）}の谷間を流れ、九十九曲の流れ、蒸気舟河原、大石といった景勝地をつくり出しています。



蒸気舟河原



九十九曲（注）
（高見山～高見山）急峻な溪谷の景観を流れています。

●下流部の特徴

河岸には河畔林^{（注）}が分布し、頭首工^{（注）}の活水区が連続し、流れの緩やかな区間となっています。河口部には干潟^{（注）}が見られます。



河畔林（注）
（高見山～高見山）急峻な溪谷の景観を流れています。



河口部には干潟（注）が見られ、多様な生物の生息、生育の場となっています。

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

治水の現状と課題

●水害の歴史

櫛田川の洪水は主に台風が原因で起こっています。昭和34年8月の伊勢湾台風は流域全体で死者・行方不明者16人、被災浸水家屋3,814戸という大被害をもたらしました。平成6年9月の洪水では、一部で計画高水位を超え、堤防が危険な状態となりました。

過去の主な洪水と洪水被害

発災年月日	原因	流域被害の概要(死者・行方不明者)	被害状況
昭和34年8月30日(11時)	伊勢湾台風(台風19号)	死者・行方不明者16人、被災家屋3,814戸	死者・行方不明者16人、被災家屋3,814戸
昭和43年7月4-7日(11時)	台風9号	約2,500	河川の氾濫や浸水被害、山崩れ、家屋倒壊が相次
昭和57年3月1-7日(11時)	台風19号	約2,400	大臣管理区間の被害は、浸水家屋4,114、被災家屋1,317戸
平成2年9月11-30日(11時)	台風19号	約2,400	大臣管理区間の被害は、浸水家屋3,256、被災家屋1,157戸
平成5年9月21-30日(11時)	台風24号	約2,500	大臣管理区間の被害は、浸水家屋3,158、被災家屋2,277戸
平成25年7月1-17日(11時)	台風19号	約2,700	河川の氾濫や浸水・橋脚の損壊の被害が相次

●治水事業の沿革

●櫛田川では、堤防の整備やダム建設等を行ってきました。

治水事業の主な沿革

年度	年月	内容	事
1953	昭和28年8月	伊勢湾台風による洪水により甚大な被害発生	
1942	昭和17年12月	早稲川を治水管理区間に指定	
1948	昭和23年2月	伊勢湾台風による洪水を対象として工事実施基本計画を決定、治水調査路線としてダムを計画	
1958	昭和34年3月	櫛田川治水工可動化(櫛田可動橋)完成	
1974	昭和49年4月	ダム建設事業に着手	
1987	昭和62年8月	台風10号による洪水により被害発生	
1985	昭和60年4月	中村橋中の架設・運車置き(平成元年完成)	
1951	平成3年9月	ダム竣工	
1994	平成6年9月	台風24号による洪水により被害発生	
2000	平成12年11月	ダム操作規則の策定	



治水の目標

●洪水対策

- 櫛田川では、流量観測が開始された昭和38年以降最大となった平成6年9月洪水と同規模の洪水に対し、破壊などによる甚大な被害を防ぐことを目標とします。
- 佐奈川は、流量観測が開始された昭和45年以降最大となった昭和54年10月洪水と同規模の洪水に対し、破壊等による甚大な被害を防止することを目標とします。

●高潮・地震・津波対策

- 伊勢湾台風と同規模の台風が満潮時に再来しても、高潮災害の発生を防止することを目標とします。
- 発生が危惧される東南海、南海地震等による被害を防止します。

●危機管理

- 計画規模を上回る洪水や、整備途上河川で施設能力以上の洪水が発生した場合においても被害を軽減するよう努めます。

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

治水整備の実施事項

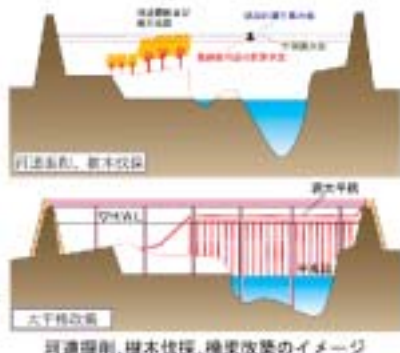
●洪水対策

①河道掘削、樹木伐採、橋梁改築

- ・河道の掘削や樹木の伐採を行います。
- ・施設管理者と連携して大平橋を改築します。



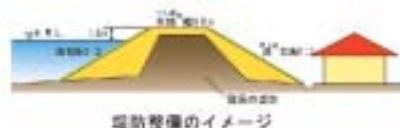
河道掘削箇所の整備後のイメージ (3.4K付近)



河道掘削、樹木伐採、橋梁改築のイメージ

②堤防、護岸整備

堤防の高さや断面が不足している箇所は、堤防を整備します。また侵食や浸透に対する安全性を確保するため、護岸整備・漏水対策を行います。



堤防整備のイメージ

●高潮、地震・津波対策

①高潮堤防整備

高潮に対する必要高が不足している区間は高潮堤防を整備します。



高潮堤防のイメージ

②地震・津波対策

地震の際に、堤防の沈下により洪水や津波による被害が起こらないよう基礎地盤の液状化対策を行います。

河川管理施設の維持管理等

●河川管理施設等の機能の確保

- ・堤防・護岸・ひ門・ひ管などの河川管理施設は、洪水時等に十分機能が発揮できるよう計画的に維持補修します。
- ・特に櫛田可動堰は老朽化が進んでいるので補修します。

●平常時の管理

- ・河川を適正に管理するため、定期的な河川巡視や堤防除草等を行うとともに、河道内の樹木群や堆積土砂は、環境への影響も考慮しつつ適正に管理します。



樹木群の拡大の状況 (西郡橋付近)

●洪水時などの管理

- ・洪水や高潮などにより災害が発生する恐れがある場合には、迅速に洪水予報・水防警報を発令するとともに、水防管理者を通じて水防団の出動を要請します。
- ・洪水時の水防活動が円滑に行われるよう、水防資機材などの確保・充実に努めます。
- ・洪水時、地震時には速やかな復旧活動や二次災害の防止のため河川巡視を行うとともに、河川管理施設が損壊した場合には速やかに復旧します。

●河川情報システムの整備

- ・雨量、水位情報を常に最適な状態で観測します。
- ・光ファイバー網の整備など、情報の高度化を図ります。



河川監視用カメラ

●防災意識の向上

- ・迅速かつ的確な水防活動を行うため、平常時から水防団や地域住民、マスコミ等との情報交換を密に行います。
- ・防災意識の向上を図るため、ハザードマップ等を関係機関と協力し、地域住民に提供します。



水防訓練(平成14年6月30日)

●危機管理

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の出水が発生した場合においても被害を軽減するため、情報基盤を整備するとともに、市町村長の避難勧告や指示が適切かつ迅速にできるよう、河川情報の提供の強化を図ります。

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

利水・環境の現状と課題

●利水の現状

〈河川水の利用〉

- ・農業用水を中心とした水利用が行われています。
- ・蓮ダムは、松阪市や伊勢市、鳥羽市をはじめとする地域に供給する南勢志摩水道の水源となっています。

〈水質の保全〉

- ・河川の水質は環境基準[※]をおおむね満足しています。

●環境の現状

〈河川空間の利用〉

- ・アユ釣りやスポーツ、散歩などにより、下流野では年間約64万人(推計値)に利用されています。
- ・蓮ダム周辺では、奥香取湖春まつりなど様々なイベントが開催されています。
- ・干潟や河畔林、瀬・淵[※]など、多様な生物の生息環境が存在しています。
- ・村和の古い街並みと調和した河川景観等、良好な景観が存在しています。

- ・河川のアーモコート[※]化が進まれ、水質悪化が懸念されています。
- ・出水後の濁水長期化[※]が進んでいます。
- ・濁水赤潮[※]の発生が懸念されます。



蓮ダム直下
出水後濁水
発生状況



河口部干涸
河口に広がる干涸

近年の少雨化傾向などにより、河川水量は減少傾向を示しています。
生活排水の処理率が低く、富栄養化[※]物質が下流ほど増加しています。



ゴミの不法投棄が懸念されます。
不法投棄の状況



蓮湖調整池は魚卵の搬上[※]物が不十分です。
蓮湖調整池の状況



伐採した河畔林
取水口の河畔林(鳥羽湖上流)



村和の古い街並みと橋田川の清流が調和した独特の景観
村和の古い街並み



古い取水堰と水際の雑生
蓮湖調整池の取水堰



本川洪水時に溢り水門を閉じるため、蓮湖上流部の一部区間で水たまりとなり魚卵のへい死が発生しています。
本川洪水時の溢り水門下流の状況



凡例

- ● 距離標(河口からの距離・km)
- ↑ ↓ 大臣管理区間
- 橋梁
- 堤・護岸工
- 市町界
- 保全すべき環境
- 利用の拠点
- 水質観測地点(基準地点)
- ▲ 流量観測地点(基準地点)

利水・環境の目標

- 河川水の利用
 - ・水利用の合理化に努め、適正な水利用が行われるようにします。
- 流水の正常な機能の維持
 - ・必要な水量を確保するため、水利用の調整や蓮ダムの効果的な運用、取水の普及活動などを行います。
 - ・地域と連携しながら富栄養化の原因物質の減少に努めます。
- 河川空間の利用
 - ・身近なレクリエーション、環境教育の場などの空間として活用、保全に努めます。
- 河川環境
 - ・動植物の保護、漁業、景観などが維持されるよう、河川環境の保全に努めます。
 - ・地域と連携して、河川環境の整備と保全に努めます。
 - ・蓮ダム野水池の水質保全などに努めます。

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

利水・環境整備の実施事項

●河川水質の保全

- ・水質の状況を常時監視するため、櫛田橋付近に水質自動監視装置を設置します。

●河川空間の利用

- ・人と川がふれあえ、自然観察や学校教育の場など多様な利用ができるように整備します。
- ・ダムでは本場公園を地方自治体とともに整備します。



階段護岸の整備状況(徳幸川伏付近)

●良好な環境の保全

- ・河口部干潟や河畔林など、多様な生物の生息環境の保全に配慮します。
- ・魚類の遡上環境を改善するため、東黒部遊歩工の管理者と連携し、魚道[※]の改善などを図ります。
- ・本川洪水時における越川の魚類の生息環境を改善します。



越川下流部のヨシ原

●ダム貯水池の水質保全

- ・現在の水質保全施設のより効果的な運用を検討するとともに新しい技術を取り入れるなど、貯水池の水質保全を図ります。
- ・ダム放流水の水質を管理するため、水質を観測します。
- ・ダム下流の川底環境の回復に努めます。



ダム貯水池の水質保全対策(流入水制御フェンス[※])

利水・環境の維持管理

●河川水の利用

- ・河川流量などの河川情報について広く情報を提供します。
- ・水利用の合理化を進めるとともに、ダムの効果的な運用を検討していきます。
- ・関係機関や地域住民と一体となって、水を大切にできる節水型の地域づくりに向けた取り組みを進めます。

●河川の水質保全

- ・継続して採水分析調査を実施します。
- ・地域一体となって汚濁負荷量[※]の低減に努めます。

●洪水時の管理

- ・洪水時において、雨量、流量などの情報提供を積極的に行います。
- ・「櫛田川洪水調整協議会」により、水利用の調整を行います。

●水質事故[※]への対応

- ・日常の監視に加え、水質事故対策技術の向上等に努めます。
- ・事故発生時には「三重河川水系水質汚濁対策連絡協議会」と連携し、被害の拡大防止に努めます。

●河川空間の適正な利用

- ・人々のふれあい、やすらぎの空間などとしての河川空間の活用、安全に努めます。
- ・利用者が自主的に管理を行う取り組みを進めます。



河川敷公園(林村近)

●櫛田川の自然環境の保全

- ・環境調査を継続し、河川環境の把握に努めます。
- ・河川整備にあたっては河川環境や景観の保全に配慮します。
- ・水生生物調査などの体験学習を継続的に実施し、河川への関心を高めます。



ハマボウ



両岸に連続する河畔林(両新橋上流)

●ゴミ、流木、不法投棄対策

- ・地域住民や関係機関などと連携し、ゴミや流草木等の処理と対策に努めます。



河川清掃(川と海のクリーン大作戦)

櫛田川水系河川整備計画(原案)【大臣管理区間】

パンフレット

このパンフレットは、櫛田川の関係住民の皆様から櫛田川の河川整備計画原案について意見を頂くため、「櫛田川水系河川整備計画」(原案)の内容をわかりやすく説明したものです。「櫛田川水系河川整備計画」(原案)は、下記の場所で閲覧できます。

場 所	住 所
国土交通省 三重河川国道事務所	津市広明町297
三重河川国道事務所 櫛田川出張所	松阪市堂原町1341-1
国土交通省 遊ダム管理所	飯南郡飯高町大字森1810-11
三重県 農土整備部 河川室	津市広明町13
松阪市役所	松阪市観町1340-1
明和町役場	多気郡明和町大字馬之上945
多気町役場	多気郡多気町相可1600
御和村役場	多気郡御和村新橋3127
飯南町役場	飯南郡飯南町美見3950
飯高町役場	飯南郡飯高町宮後180

また、「櫛田川河川整備計画」(原案)は、三重河川国道事務所のホームページからダウンロードできます。(ホームページアドレス: <http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/suikai/panf01.html>)

葉書用紙

(キリトリ線)



〒514-8790

津市広明町297

国土交通省三重河川国道事務所

調査第一課

「意見聴取担当」係

郵便番号
〒514-8790



河川整備計画(原案)に関するご意見をお寄せください。

ご意見は葉書、FAX、メールでお受けします。葉書をご利用の場合は、添付した葉書を切り取りご利用下さい。FAX、メールは下記の三重河川国道事務所調査第一課までお送り下さい。※葉書は10月12日までに投函してください。

問い合わせ先

●国土交通省

三重河川国道事務所 調査第一課
〒514-8502 津市広明町297
TEL (059) 229-2218, FAX (059) 229-2257
<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>
E-mail: mie@cbr.mlit.go.jp

●国土交通省遊ダム管理所

〒515-1615
三重県飯南郡飯高町大字森1801-11
TEL (0596) 45-0371, FAX (0596) 45-0343
<http://www.cbr.mlit.go.jp/hachisu>

